

## 《鳴門市農業委員会 12月総会 議事録》

開催日時 平成30年12月14日(金) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階 第2会議室

出席委員

1番	大西 善郎	2番	小川 利	3番	小田 常雄
4番	金田 善雄	5番	木下 茂	6番	齋藤 はつ子
7番	柴田 精治	8番	谷口 清美	9番	手塚 弘二
10番	中井 弘	12番	長谷目 隆	13番	濱堀 秀規
14番	林 博子	16番	藤本 詳治	17番	増金 義文
18番	松村 多美子	19番	向 栄治	20番	八木 健治

欠席委員 11番 仲須 眞理 15番 板東 幸雄

### 議 案

議案第1号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について	利用権設定	128件
議案第2号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について		1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について		1件
議案第4号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について		1件

### 報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	3件
②農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	3件
③農地法第18条第6項の規定による通知について(残存小作地の合意解約)	1件
④農地法第18条第6項の規定による通知について(経営基盤法)	11件
⑤使用貸借解約について	5件

事務局次長 定刻がまいりましたので、ただ今から平成30年12月の農業委員会を開会いたします。

開会にあたり、谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局次長 ありがとうございます。

それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。

委員定数20名の内、出席委員18名、欠席委員2名であり、過半数に達しております。よって鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定により、この総会が成立していることをご報告いたします。

それではこの後の進行は谷口会長にお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選任します。

本日の署名人は19番向委員、2番小川委員にお願いいたします。

それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。

『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。

この案件について、所管の農林水産課からの説明をお願いします。

農林水産課係長 <2. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について 128件>  
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見等あればお願いします。

無いようでございますので、採決いたします。

『議案第1号』について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 それでは、『議案第1号』については原案通り承認といたします。

続きまして、『議案第2号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <3. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 1件>

・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。  
申請番号1番の案件について、地元委員さんからご意見をお願いします。

向委員 19番。申請地は鳴門東小学校から北へ約800mの位置にある農地です。  
譲受人である●●さんは、板野町で里芋、甘藷等の野菜を生産しながら、鳴門町にある土産物屋で販売の手伝いをされています。  
申請地は、その土産物屋の裏手にあり、栽培した野菜を販売する計画となっております。  
申請地は、現在休耕地となっておりますが、除草等を行い適切に耕作することですので、この申請につき許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号1番について採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案どおり許可といたします。  
以上で『議案第2号』については全てご審議いただきました。  
次に、『議案第3号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。  
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <3. 農地法第5条の規定による許可申請について 1件>  
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。  
申請番号1番の案件について、地元委員さんよりご意見をお願いします。

長谷目委員 12番。申請地は、大津西小学校の北西にある農地です。譲受人は申請地を賃貸借していましたが、譲渡人と売買の話がまとまったため今回の申請となりました。  
なお、申請地は農地法の許可を得ずに住宅・庭等の住宅敷地として利用している状況を確認したため、指導を行って始末書を提出させています。  
計画では、施設周囲に設置されたブロック塀により隣接する農地への被害防除が図られており、排水については地元水利組合の同意を得て、隣接する用排水路への放流により対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長                   ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長               申請地は、大津西小学校から北西へ約450mに位置し、10ha未満の広がり  
のない第2種農地に該当します。  
譲受人は親族である譲渡人から隣接する建物と併せて貸借しておりました。こ  
のたび、譲渡人と売買の話し合いが纏まったため、今回の申請となりました。  
なお申請地の現状が、農地法の許可を得ずに住宅・庭等の住宅敷地として利用  
している状況が確認できたため、譲渡人に無断転用による指導を行っております。  
譲渡人からは、今後は無断での転用行為を行わない内容の始末書が提出されてお  
ります。  
計画については、今後も住宅敷地として利用し続ける計画であり、周囲に設置  
されたブロック塀により土砂・雨水の流出を防ぐことで、隣接する農地への被害防  
除が図られています。  
排水については敷地に隣接する用排水路に放流する計画となっており、地元水  
利組合の同意も得ております。  
他に適当な土地もなく、周囲への影響も軽微であることから事業計画について  
は適当と認められます。

谷口会長                   それではお諮りいたします。  
申請番号1番の案件について承認することにご異議ございませんか。

委員一同                   <異議なし>

谷口会長                   申請番号1番については原案どおり承認することといたします。  
以上で『議案第3号』については全てご審議いただきました。  
次に、『議案第4号』相続税の納税猶予に関する適格者証明に入ります。  
まず、申請番号1番の案件について事務局より説明を求めます。

事務局係長               <4. 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 1件>  
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長                   次に、地元委員さんのご意見をお願いします。  
まず、申請番号1番の地元委員さんをお願いします。

向委員                   19番。●●さんは鳴門町でらっきょうを生産する農家であり、約1町の農地  
を所有しています。  
申請地には、らっきょうが作付けされており、今後も農業経営を続けていく意

思も確認できていることから、今回の申請につき許可しても問題ないと考えます。

谷口会長           ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号1番について採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同           <異議なし>

谷口会長           無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり承認すること  
といたします。  
以上で『議案第4号』については全てご審議いただきました。  
次に、『議案第5号』報告事項に入ります。  
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長       <5. 報告事項 23件>

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	3件
②農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	3件
③農地法第18条第6項の規定による通知について(残存小作地)	1件
④農地法第18条第6項の規定による通知について(経営基盤法)	11件
⑤使用貸借解約について	5件

谷口会長           ただ今、事務局より説明のありました報告について、ご質問等ございませんか。

長谷目委員       合意解約についてですが、例えば3年で貸借契約を結んでいて、その3年が終わった時点で合意解約という形になるのですか。それとも、合意解約の提出があったときになるのですか。

事務局係長       期間が終了すると自動的に契約が切れますので、合意解約は、期間の途中での解約となります。

濱堀委員           先ほどの続きになりますが、途中で解約するということは、例えば使用貸借の場合、今後賃貸借になるから解約するのか、それとも、もう耕作しないので返すのかどちらでしょうか。どのような事情があるのでしょうか。

藤本委員           借り手の経営者が変わった場合もあるかと思います。  
経営移譲した場合に、親が契約していたものを解約して、後継者に契約をやり直す場合もあるかと思います。

事務局次長

補足させていただきます。

『議案第1号』で新たな利用権設定のご審議をいただいたかと思いますが、中には、個人で契約されていた方が法人化する場合に、一度解約されて、法人で契約をやり直すという案件もございます。使用貸借の場合、ご家族で契約されていて、それを事情によって解約するというケースもございます。

谷口会長

他にございませんか。

無いようでございますので、『議案第5号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。

以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。

その他、何かございますか。

谷口会長

それでは、これをもちまして平成30年12月の総会を終了いたします。

ありがとうございました。

閉会 14時50分

平成30年12月14日

会 長 谷口 清美

議事録署名者 向 栄治

議事録署名者 小川 利